

変更届書提出時の添付書類について(1) (◎ 変更前に提出 ○ 変更後30日以内に提出)

変更事項	変更届出書	戸籍抄本(謄本)又は戸籍記載事項証明書(発行後3ヶ月以内のもの)	履歴事項全部証明書(発行後3ヶ月以内のもの)	使用関係を証する書類	業務分掌表	新役員の診断書	構造設備の概要(変更前)	構造設備の概要(変更後)	平面図(変更前)	平面図(変更後)	勤務表	免許証又は登録証(原本証明でコピー可)	業務従事証明書・勤務状況報告書	特定販売に 関して厚生労働省令で定める事項を記載した書類	備考	
開設者等の氏名 (法人にあってはその名称)	○ (様式第六)	○	○													原本証明については③をご確認の上、提出すること。
開設者の住所 (法人にあってはその事務所所在地)	○ (様式第六)		○													原本証明については③をご確認の上、提出すること。
業務を行う役員(法人のみ)	○ (様式第六)		○		○	○※										変更後の役員が医薬品医療機器等法第5条第3号イからトまでのいずれかに掲げる者に該当するときは、そのいずれに該当するかを、また該当しない場合はその旨を、備考欄に記載すること ※欠格条項に該当する場合のみ提出すること
薬局管理者	○ (様式第六)			○※							○	○				※開設者が個人の場合は不要 法人の役員の場合は誓約書に代えて提出すること
店舗管理者	○ (様式第六)			○※							○	○	○			原本証明については③をご確認の上、提出すること。
管理者の氏名	○ (様式第六)	●										● (書換後のもの)				どちらか一方で可 原本証明については③をご確認の上、提出すること。
管理者の住所	○ (様式第六)	なし														
管理者以外の薬剤師又は登録販売者	○ (様式第六)			○							○	○				原本証明については③をご確認の上、提出すること。
管理者以外の薬剤師又は登録販売者の氏名	○ (様式第六)	●										● (書換後のもの)				どちらか一方で可 原本証明については③をご確認の上、提出すること。
店舗の名称	◎ (様式第六)	なし														
兼営事業の種類	○ (様式第六)	なし														
構造設備の主要部分	○ (様式第六)						○	○	○	○						

① 添付書類又は提示書類は、当該店舗において既に提出しており、その後の内容に変更がない場合は省略可能。

② 添付書類又は提示書類を省略する場合等は、変更届出書(様式第六)の備考欄に、省略する書類名と省略する書類を提出した店舗等の名称及び許可番号を記載すること。

③ 免許証や登記事項証明書を写しのみを添付する際は、余白又は別紙に原本証明を行った日付、証明文言「別添の免許証の写しは、原本と相違ありません。」証明者氏名(法人の場合は、法人名称及び代表者氏名)を記載して提出してください。

変更届書提出時の添付書類について(2) (◎ 変更前に提出 ○ 変更後30日以内に提出)

変更事項	変更届出書	戸籍抄本(謄本)又は戸籍記載事項証明書(発行後3ヶ月以内のもの)	履歴事項全部証明書(発行後3ヶ月以内のもの)	使用関係を証する書類	業務分掌表	新役員の診断書又は疎明書	構造設備の概要(変更前)	構造設備の概要(変更後)	平面図(変更前)	平面図(変更後)	勤務表	免許証又は登録証(原本+コピー)	特定販売に関して厚生労働省令で定める事項を記載した書類	備考
薬剤師不在時間の有無	◎ (様式第六)										◎			
薬剤師又は登録販売者の週当たり勤務時間数	○ (様式第六)										○			
特定販売に関すること ・特定販売の実施の有無 ・使用する通信手段 ・特定販売を行う医薬品の区分 ・特定販売を行う時間 ・営業時間のうち特定販売のみを行う時間 ・特定販売の広告に使用する名称 ・主たるホームページアドレス ・(主たるホームページの構成の概要) ・特定販売のみを行う時間がある場合適切な監督に必要な設備の概要	◎ (様式第六)												◎	特定販売に関する留意事項を、別添の「特定販売に係る届出の留意事項について」にまとめていますので、確認してください。
健康サポート薬局である旨の表示の有無	◎ (様式第六)													添付書類についてはお問い合わせください。
販売・授与を行う医薬品の区分	○ (様式第六)						○	○	○	○				
相談時・緊急時の連絡先	◎ (様式第六)	なし												
通常の営業日及び営業時間	○ (様式第六)										○			

① 添付書類又は提示書類は、当該店舗において既に提出しており、その後の内容に変更がない場合は省略可能。

② 添付書類又は提示書類を省略する場合等は、変更届出書(様式第六)の備考欄に、省略する書類名と省略する書類を提出した店舗等の名称及び許可番号を記載すること。

③ 免許証や登記事項証明書を写しのみを添付する際は、余白又は別紙に原本証明を行った日付、証明文言「別添の免許証の写しは、原本と相違ありません。」証明者氏名(法人の場合は、法人名称及び代表者氏名)を記載して提出してください。